

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号)による児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第61号)による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。)の改正により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数に係る基準が「従うべき基準」から「参酌すべき基準」とされました。

こうした国における基準の見直しや本市内の児童クラブの実情等を踏まえ、児童クラブの安定的な運営の確保及び職員体制の充実を図るため、児童クラブを行う場所に置かなければならない放課後児童支援員の資格要件に係る規定を改正するものです。

2 主な改正の内容

放課後児童支援員の資格要件に係る規定の改正

- (1) 省令第10条第3項に規定する研修(以下「認定資格研修」という。)を修了した者でなければならないとする放課後児童支援員の資格要件について、初めて放課後児童支援員として従事することとなった日から2年以内に認定資格研修を修了することを予定している者についても認めることとします。
- (2) 令和2年3月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者を認定資格研修を修了した者として扱う経過措置について、その期限を令和3年3月31日まで延長することとします。

3 今後のスケジュール

令和元年12月10日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
令和2年1月16日まで	
2月	市議会3月定例会議に改正条例案を提出
4月	改正条例の施行